



携帯電話用二次元コード

# 広報 しんじゅく

## 今号の主な内容

- 3面 特別障害者手当・障害児福祉手当 支給額の改定
- 4面 高齢者マッサージサービスのご利用を
- 7面 4月7日から土曜日夜間の診療を開始～しんじゅく平日・土曜日夜間こども診療室
- 8面 こどもの日は芸術体験ひろばへ

## しんじゅくコール

☎03(3209)9999 FAX03(3209)9900  
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)  
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎03(3209)1111  
ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせ・申し込みをご希望の際は、しんじゅくコール☎03(3209)9900をご利用ください。

# 地震に強い住まいのために

## 区の支援事業をご利用ください

昭和56年(1981年)6月の建築基準法の改正で建築物の耐震基準が強化されましたが、昭和56年5月31日以前に着工した建築物は「旧耐震設計基準」で設計されているため、耐震診断で地震に対する安全性を調べるのが重要です。区では、昭和56年5月31日以前に着工した建築物を対象に、耐震診断や耐震改修工事への補助を行うなど建築物や建築敷地の耐震化を進めています。

今回は、各支援事業の概要をお知らせします。詳しくは、防災都市づくり課特別出張所で配布しているパンフレット「地震に強いあなたの住まい」をご覧ください。また、2面では、家庭でできる日頃の備えに関する区の支援事業を紹介しています。

【問合せ】▼①③は防災都市づくり課☎(5273)3829、▼④⑤は建築指導課構造設備担当☎(5273)3745(いずれも本庁舎8階・☎3209)9227へ。

### ① 木造住宅の耐震化補助

昭和56年5月31日以前に着工した木造2階建て以下の住宅・共同住宅・店舗等併用住宅(2分の1以上が住宅)を対象に、予備耐震診断・詳細耐震診断のための技術者派遣、補強設計、耐震改修工事等への補助を行っています。



#### 耐震改修工事への補助を拡充しました

平成32(2020)年度までに工事を完了するもの限り、区内全域で、補助額を左表のとおり拡充しています。

なお、補助対象工事費は、実際の工事費と延べ床面積×1㎡当たり3万2千600円のうち、低い金額です。



	補助額
耐震改修工事	補助対象工事費の3/4 (上限額300万円)
道路突出・無接道	補助対象工事費の3/8 (上限額150万円)
簡易耐震改修工事	補助対象工事費の3/5 (上限額150万円)
道路突出・無接道	補助対象工事費の3/10 (上限額75万円)

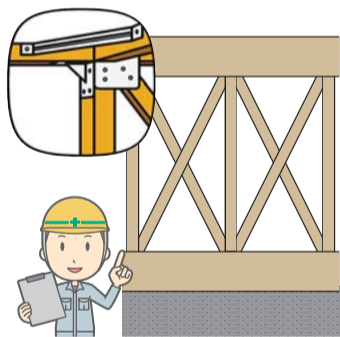
#### 耐震診断と補強設計への補助を拡充しました

● 詳細な耐震診断を無料で実施できます  
耐震改修工事の必要性を確認するため、専門の技術者(建築士)を無料で派遣します。区の支援制度の説明・耐震化に向けたアドバイスも併せて行います。

● 補助上限額を引き上げました  
耐震改修工事の前提となる詳細な耐震診断と補強設計を同時に行う場合の補助上限額を、これまでの15万円から30万円に引き上げました(補強設計のみの補助上限額は17万円)。

#### 耐震化への手続きを短縮できます

これまでは原則として、耐震改修工事の補助を受けるために、「予備耐震診断」「詳細耐震診断」「補強設計」を実施することが必要でしたが、30年度から建物所有者の希望や事情によって、「予備耐震診断」を実施せず、「詳細耐震診断」から耐震化に取り組めるようになりました。



### ② 非木造建築物の耐震化補助

昭和56年5月31日以前に着工した鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物を対象に、耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断(無料)、耐震診断、補強設計、耐震改修工事への補助を行っています。



### ③ 特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化補助

特定緊急輸送道路は、震災時における救急消防活動や緊急物資輸送等を担い、応急活動の中心となる防災拠点を結ぶ重要な道路(緊急輸送道路)のうち、東京都の条例で特に耐震化が必要とされる道路です。区では、沿道の建築物を対象に、補強設計や耐震改修工事等を補助しています。



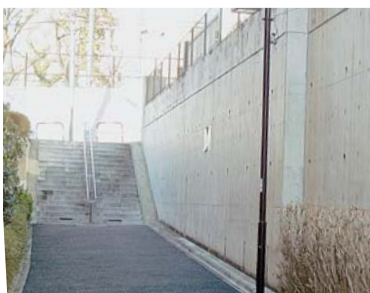
● 補助の利用はお早めに  
耐震改修工事の補助を利用するには、31年3月31日(日)までに補強設計に着手する必要があります。補助要件・金額等詳しくは、お問い合わせください。

### ④ 擁壁・がけの安全化のための総合的な支援

高さ1.5m以上の擁壁・がけについて、安全な擁壁への改修を行う所有者に、専門技術者の無料派遣や、擁壁の新設など工事費の助成(※)を行っています。助成の対象要件等詳しくは、お問い合わせください。

※改修等工事費助成の対象となるのは高さ1.5m以上であることに加え、次のいずれかを満たす擁壁・がけです。

▼急傾斜地崩壊危険区域・箇所(新宿区ホームページをご覧ください)  
ます)の区域内にあるもの、▼高さが5m以上であるもの、▼建築基準法上の道路に近接するもの



▲がけの安全化の例

### ⑤ エレベーターの防災対策改修工事費補助

昭和56年6月1日以降に着工した、延べ面積千㎡以上、かつ地上3階建て以上の共同住宅・ホテル・飲食店(特定建築物)等にすでに設置済みのエレベーターの防災対策改修工事へ補助しています。

毎月8日は「しんじゅく野菜の日」  
野菜の日にちなみ、野菜料理のレシピや取り組みを、広報しんじゅく5月号で紹介いたします。初回の今回は8面に掲載しています。

